

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ（案）」  
に対する意見

はじめに	
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」が、プラットフォーム事業者の果たす役割の大きさと、それゆえに抱えている多くの課題を明らかにするため、精力的な検討を進めていることに敬意を表します。</li> <li>・ 民間放送は裏付けを行った正確な情報を日々発信することを通じて、情報空間の健全性の維持に重要な役割を果たしています。こうした役割を今後も果たし続けるため、民放連は2024年5月30日の会合で「広告のエコシステム」と「ビジネス」の側面に重点を置いてプレゼンテーションを行い、問題意識を述べました。</li> <li>・ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、コンテンツの権利者、広告関係者の意見を十分に尊重して、今後の政策を立案していくよう要望します。</li> </ul>
第5章 情報流通の健全性確保に向けた基本的な考え方	
2. 各ステークホルダーに期待される役割・責務	
<p>(259ページ)</p> <p>(3)</p> <p>主として情報伝送に関わるステークホルダーに期待される役割・責務</p> <p>①</p> <p>情報伝送PF事業者に期待される役割・責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「誹謗中傷、海賊版、違法アップロードや偽・誤情報等をはじめとする違法・有害情報等の削除等に関する基準の策定やそれに基づく情報の削除、アカウント停止・削除」などをプラットフォーム事業者の役割・責務とする記述に賛同します。</li> <li>・ 放送番組をプラットフォーム上に許可なくアップロードして公開することは違法です。原案に加え、①プラットフォーム事業者には放送事業者をはじめとする権利者からの削除要請に速やかに対応する責務があること、②明らかに違法なコンテンツがアップロードされた場合は権利者からの削除要請を待たずに削除する責務があること、③そもそもユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないようプラットフォーム事業者自身が取り組む責務があること——を明確に記載するよう要望します。</li> </ul>

別紙 第2章 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応の在り方	
(327ページ) 3. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの実効性を確保するための制度整備を必要とする提案に賛同します。</li> <li>「外部からのコンテンツモデレーション申出・要請窓口」の整備にあたっては、権利者の権利を侵害する違法アップロードや、権利者のコンテンツを加工・切り取りするなど悪用した偽情報にも対応するものとするよう要望します。</li> </ul>
別紙 第4章 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方	
(340ページ) 2. 協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関しては、その構成員、役割、権限等について透明性を確保することを要望します。</li> <li>なお、同協議会の活動が、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないよう、慎重な制度設計を要望します。</li> </ul>
別紙 第5章 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方	
(343ページ) 1. 対応を検討すべきインターネット上に流通する「違法・不当な広告」の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告の質の確保を通じて情報流通の健全性を確保する施策に賛同します。</li> <li>「対応を検討すべきインターネット上に流通する『違法・不当な広告』の範囲」には、民間放送のコンテンツを改ざんしたもの、番組出演者の権利を侵害するもの、民間放送由来のコンテンツであると誤認させるものなどを含むよう要望します。</li> </ul>
別紙 第6章 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方	
(349ページ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツを掲載するオンラインメディアにデジタル広告が配信され、広告主が支払う広告費が偽・誤情報等をはじめとする違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツの発信・拡散主体の収入源となる一方、手間とコストを掛けて取材・編集・制作された質の高いコンテンツ等を発信するメディアの広告収入に影響が及んでいる」との指摘や、質の高いメディアに広告配信される取り組みの必要性は広告に関わる全てのステークホルダーがコンプライアンス問題・リスクマネジメントとして認識すべきであるという本検討会WGの問題意識に賛同します。</li> <li>本章において提言された2つ方策（「質の高いメディア</li> </ul>

	<p>への広告配信の確保に向けた広告主（及び広告代理店）による取組の促進方策」と「質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介P F事業者による取組の促進方策」）が、着実に実施されるように総務省が取り組むことが大変重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高いメディアへの広告配信に資する取り組みを通じて情報流通の健全性を確保するためには、社会全体の理解が必要であり、本検討会の今後の検討を期待します。</li> </ul>
<p>(351ページ) 2. 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介P F事業者による取組の促進方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 351ページの枠囲みのうち、「偽・誤情報等を掲載するメディア」を「偽・誤情報や違法アップロードコンテンツ等を掲載するメディア」に修正するよう強く要望します。</li> <li>・ 2024年5月30日に民放連が本検討会で指摘したとおり、プラットフォーム上に違法アップロードされた民間放送由来のコンテンツに広告が付与され、その収益がアップローダーとプラットフォーム事業者にわたっていることに、民間放送は強い問題意識を持っています。民間放送はこれまで広告主企業から受け取った広告費を、制作にかかわる多くの関係者に還元することを通して、信頼できる情報の発信や優れたコンテンツが制作できる環境を維持してきました。不正・不法なふるまいが日本の情報流通のエコシステムの毀損を進めないために必要な修正と考えます。</li> </ul>
<p>別紙 第7章 その他全体に共通する事項</p>	
<p>(352ページ) 1. 執行手段・プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行手段やプロセスを検討する際には、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないよう、慎重な制度設計を要望します。</li> </ul>